第６回あんジョイプラン１１策定委員会
次第

１　会長あいさつ

２　議題（審議事項）

（１）あんジョイプラン１１について

（２）パブリックコメントについて

３　顧問講評

４　その他

（１）次回の開催について

第７回あんジョイプラン１１策定委員会

日時　令和９年２月８日（月）午後１時３０分から午後３時３０分まで

場所　安城市役所本庁舎３階　第１０会議室

※開催が近づきましたら、別途開催通知を送付いたします。

あんジョイプラン１１（第９次安城市高齢者福祉計画・第１０期安城市介護保険事業計画）策定委員会委員名簿

（任期　令和７年１１月４日から令和９年３月３１日まで）

令和８年１１月１日現在

No.	役職	氏名	所属及び役職等	選任区分（条例第２条）
1	委員	◎神谷　明文	安城市社会福祉協議会会長	学識経験を有する者
2	委員	○野々川　信	安城市医師会会長	福祉、医療又は保健の関係者
3	委員	大場　茂	安城市歯科医師会会長	
4	委員	神谷　巧	安城市薬剤師会会長	
5	委員	田實　直也	安城更生病院事務部長	
6	委員	坂入　和彦	八千代病院事務長	
7	委員	須藤　慶己	介護老人保健施設あおみ事務長	
8	委員	佐藤　健一	デイネット会長	介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者を代表する者
9	委員	竹内　釈夫	特別養護老人ホームひまわり・安城施設長	
10	委員	阿部　哲也	アイシン健康保険組合顧問	被用者保険者を代表する者
11	委員	杉浦　正之	安城市民生・児童委員協議会会長	介護保険の被保険者
12	委員	野上　三香子	安城市ボランティア連絡協議会会長	
13	委員	冨田　裕明	安城市老人クラブ連合会副会長（第１部長）	
14	委員	平岩　宏昭	安城市町内会長連絡協議会副会長	
15	委員	頴川　延枝	公募市民	
16	委員	高雲　しのぶ	公募市民	
－	顧問	野口　定久	日本医療大学教授/日本福祉大学名誉教授/大阪公立大学客員教授	顧問

◎会長

○副会長

あんジョイプラン１１（第９次安城市高齢者福祉計画・第１０期安城市介護保険事業計画）策定委員会事務局等名簿

令和８年度

No.	氏名	所属及び役職等
1	仲道　雄介	福祉部長
2	松村　誠	福祉部次長
3	稲松　隆	福祉部高齢福祉課長
4	徳田　晴美	福祉部高齢福祉課主幹
5	杉浦　雅之	福祉部高齢福祉課課長補佐兼高齢福祉係長
6	佐伯　景子	福祉部高齢福祉課課長補佐兼地域支援係長
7	浅井　裕美	福祉部高齢福祉課課長補佐兼介護審査係長
8	奥吉　克樹	福祉部高齢福祉課介護給付係長
9	別府　達彦	福祉部高齢福祉課介護保険係長
10	橋本　良子	福祉部高齢福祉課介護保険係専門主査
11	山田　京	福祉部高齢福祉課介護保険係

オブザーバー

No.	氏名	所属及び役職等
1	野々山　行成	安城市社会福祉協議会　くらしサポート課長
2	小林　博史	安城市社会福祉協議会　地域福祉課長

○安城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会規則

平成 26 年 1 月 24 日安城市規則第 10 号
改正　平成 27 年８月３日安城市規則第 25 号

（趣旨）
第１条　この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成 25 年安城市条例第 34 号）第５条の規定に基づき、安城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
（職務）
第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。
（会長及び副会長）
第３条　委員会に会長及び副会長を置く。
２　会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
３　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（顧問）
第４条　委員会に顧問を置くことができる。
２　顧問は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
（会議）
第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。
２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（関係者の出席等）
第６条　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。
（委任）
第８条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
附　則
この規則は、平成 26 年４月１日から施行する。
附　則（平成 27 年８月３日安城市規則第 25 号）
この規則は、公布の日から施行する。

○安城市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第１条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

（担任事務）

第３条　附属機関の担任する事務は、別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第４条　附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

２　委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

３　委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

別表（第２条－第４条関係）

執行機関	名称	担任事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	安城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８第１項の規定に基づく計画をいう。次項において同じ。）及び介護保険事業計画の策定に関する事項の調査審議	18　人以内	学識経験を有する者 福祉、医療又は保健の関係者 介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者を代表する者 被用者保険者を代表する者 介護保険の被保険者 その他市長が必要と認める者	審議期間